



平成 26 年 (ワ) 第 2146 号、第 5824 号 原発メーカー損害賠償請求事件

原告 唯野久子 外

被告 GE ジャパン株式会社 外 2 名

証 拠 説 明 書 (3)

2015 年 10 月 28 日

東京地方裁判所民事第 24 部合議 D 係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 島 昭 宏 外



甲 号証	標 目 (原本・写しの別)	作 成 年月日	作 成 者	立 証 趣 旨
16	「加害者保護へ向かう原子力損害賠償制度」(抜粋) 『協同組合研究誌 にじ』 2015 夏号 No.650	写し 2015.6.15	本間照光	原賠法の 2 つの目的については、法律制定過程において、被害者の保護が原子力事業の発達よりも優先される趣旨であることが確認されている等の事実。
17 の 1	「原子力損害賠償の責任主体」 『経済研究』第 6 号	写し 2014.3	本間照光	原賠法の 2 つの目的は、並列されているのではなく、被害者保護として 2 つの目的はひとつである等の事実。
17 の 2				1958 年発効の日米原子力協定の免責条項は、1988 年の協定では継承されていない等の事実。

18の1	『原子力損害賠償制度の成立と展開』(抜粋)	写し	2015.8.25	小柳春一郎	原発事故において、責任主体が多い方が被害者にとって有利なこともあること、保険累積問題も経済的責任集中をとれば十分対応できること、原賠法が法的な責任集中をとることになった真の理由は、外国の原子炉メーカーが責任を回避することにあつたこと等の事実。
18の2					原賠法16条の規定による国の援助は、合理的な理由があれば、それに従わないことも許されるというような解釈が出てくる余地のあることもありうる等々の事実。
18の3					賠償責任を制限することにつき、法制局等が違憲論が提示された等々の事実。
18の4					原賠法が、原子力事故は起きないのであるし、万一起こった場合には原子力開発は「完全に」断念されるから、起きた場合について考えても意味はない、むしろ国民の「安心感」を立法の中心とする安心建前法とすべきという趣旨で制定された等々の事実。
18の5					原賠法が、50億円の賠償措置額をこえるような大規模な災害は生じえないことを前提に制定された等々の事実。
19	『現代原子力法の展開と法理論[第2版]』(抜粋)	写し	2002.1.15	卯辰昇	原賠法16条の国の援助については、プラグマティックな議論が行われた形跡がなく、事故の発生後に国がどの程度関与する必要があるのかといった議論につながる可能性がある等々の事実。
20	『原子力市民年鑑2015』(抜粋)	写し	2015.8.25	原子力資料情報室	日本国内の原発において過去、1246件もの事故が発生している事実。

21	『元原発技術者が伝えたい本当の怖さ』 (抜粋)	写し	2014.7.1	小倉志郎	原発の全容を理解している技術者がいないこと等の事実。
22	『福島原発事故はなぜ起きたか』(抜粋)	写し	2011.6.30	井野博満	格納容器内の圧力を逃すためには格納容器ベントを行う必要があること等の事実。 格納容器ベントは大量の放射性物質を外部に放出してしまうこと等の事実
23	「川内原発とエネルギーに関する調査」 単純集計結果(比較付)	写し	2014.11.10	NHK	国民の57%が川内原発の再稼働に反対している事実。
24	県民健康検査「甲状腺検査(先行検査)」 結果概要【暫定版】	写し	2015.5.18	福島県「県民健康調査」検討委員会	福島県における小児甲状腺がんの発症状況。
25	県民健康調査「甲状腺検査(本格検査)」 実施状況	写し	2015.5.18	福島県「県民健康調査」検討委員会	同上。
26	「2015年2月12日 第18回福島県「県民健康調査」検討委員会発表の甲状腺がんデータの分析結果」 『科学』Apr. 2015 Vol.85	写し	2015.4	津田敏秀	福島県における小児甲状腺がんの発症状況及び小児甲状腺がんの多発と本件原発事故の関係。 福島県における小児甲状腺がんの多発が、本件原発事故の影響によるものであると考えられること等の事実。

27	WHO 健康リスク評価報告書におけるリスク評価の概要 https://www.env.go.jp/chemi/rhm/conf/conf01-04/mat04.pdf	写し	2014.3.26	東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う住民の健康管理のあり方に関する専門家会議事務局	本件原発事故による健康被害リスク。 本件原発事故によってがんおよび白血病のリスクが高まっていること等の事実。
28	避難指示区域の概念図 http://www.meti.go.jp/earthquake/nuclear/kinkyu/hinanshiji/2015/pdf/0905gainenzu.pdf	写し	H27.9.5	経済産業省	本件原発事故による住民の避難状況。
29	避難指示区域の概念図と各区域の人口及び世帯数 http://www.meti.go.jp/earthquake/nuclear/pdf/141001.pdf	写し	H26.10.1	経済産業省	同上。
30	帰還困難区域について	写し	H25.10.1	内閣府原子力被災者生活支援チーム	同上。
31	福島第一原子力発電所事故被害の完全救済及び脱原発を求める決議	写し	2013.10.4	日本弁護士連合会	政府の策定した避難指示区域設定が住民の健康リスクの観点から不相当であること等の事実。

32	「環境権論の再検討 —三・一一原発事故 後の憲法上の環境権 論」 『現代立憲主義の諸 相 下』	写し	2013.12	清野幾久子	清野教授が、環境権が、憲法 25 条を根拠と する環境的生存権と憲法 13 条を根拠とする 環境的人格権の 2 つの性質を有すること、後 者は不安感のない日常生活を営む権利も含む こと、環境権は放射性物質の環境関連法から の適用除外規定を削除する根拠となること等 と主張している事実。
33	「平和と安全に生き る権利」 『人権をめぐる十五 講—現代の難問に挑 む』	写し	2013.11	辻村みよ子	辻村教授が、原発事故に対する憲法学からの 考察が不足していること、生命権を具体化し て、「安全な環境の中で生きる権利を侵害さ れないことを内容とする自由権的な権利」と 構築することができること等を主張している 事実。
34	「3・11 が問いかけ たもの—憲法で診 る」 『3・11 と憲法』	写し	2012.3	森秀樹	森教授が、本件原発事故について、「安全・ 安心」という憲法学からの検討の必要性等を 主張している事実。
35	「福島原発事故と生 命権・生存権」 『戦後法学と憲法』	写し	2012.6	山内敏弘	山内教授が、原発問題が憲法 13 条の生命権 の視点で検討すべきであり、生命権に対する 侵害の具体的な可能性が相当あれば、その保 障のための司法的救済が必要である等と主張 している事実。
36	ミクロネシア連邦憲 法 『アジア憲法集【第 2 版】』	写し	2007.6	萩野芳夫外	ミクロネシア連邦憲法第 3 条第 2 節に、「放 射性物質…は、ミクロネシア連邦政府の明示 的な承認がなければ、ミクロネシア連邦の管 轄区域内において、これを実験、貯蔵、使 用、または処理してはならない。」と規定さ れていること等の事実。

37	パラオ共和国憲法 『アジア憲法集【第 2版】』	写し	同上	同上	パラオ共和国憲法第13条第6節に「…原子力発電所およびその施設から生じる廃棄物のような有害な物質は、…国民投票において、投票者の4分の3以上の明示な承認がなければ、パラオの管轄領域において、使用、実験、貯蔵または処理してはならない。」と規定されていること等の事実。
38	「放射線リスクの生命倫理」 『<いのち>の危機と対峙する』唯物論 研究年誌第17号	写し	2012.10.19	隅田聡一郎	避難の権利を福祉国家で確立されてきた社会権として捉える必要があること等の事実。
39	原子力損害賠償・廃炉等支援機構からの 資金の交付について	写し	2015.9.28	東電	東電が支援機構から44回目の資金交付を受け、平成27年9月28日までに5兆1343億円の資金を受領している等の事実。
40	新・総合特別事業計画	写し	2015.7.28	東電・ 支援機構	賠償見積額が2011年10月28日から複数回に亘り増額の見直しが行われており、2015年7月28日変更認定時点においては、7兆753億8500万円とされた等の事実。
41	原子力損害賠償に係る国の支援のお願い	写し	2011.5.10	東電	東電が「当社は資金面で早晩立ち行かなくな」ることを理由として、原賠法16条に基づく国の支援を要請した等の事実。
42	避難者訴訟～訴訟の 目的・概要	写し	2015.10.9	福島原発被害弁護団	福島原発避難者損害賠償請求事件の原告数、請求金額等の事実。

以上